

杉並区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐための ガイドライン改定に関する懇談会運営要綱

令和元年 5 月 9 日
杉並第 17334 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン改定に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区が区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドラインを改定するに当たり、その内容等について、意見交換を行うことを目的とする。

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 杉並保育園・井荻保育園・中瀬保育園利用児童の保護者
- (3) その他子ども家庭部長が必要と認める者

(運営)

第 4 条 懇談会は、子ども家庭部長が開催し、司会・進行するものとする。

2 子ども家庭部長は、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会の会議は、公開とする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。